

居宅介護支援サービス重要事項説明書 差し替え分

*令和6年4月の介護保険制度改正に伴い以下の分の内容の変更を行いました。書類差し替えにて、ご連絡致します。

3 ページ

5 介護保険法で定める居宅介護支援サービスの提供実施内容

<居宅介護（予防）支援の具体的取扱い方針>

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師、(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができます。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師、及び入院中の医療機関の医師、(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができます。

さくら苑指定居宅介護支援事業所は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容および重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、利用者（または代理人）とさくら苑指定居宅介護支援事業所は、記名押印の上、各1通を保管するものとします。

令和 年 月 日

事業所 所在地 熊本県玉名市伊倉北方1533番地
事業所名 さくら苑指定居宅介護支援事業所

説明者氏名 _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容および重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意します。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人（利用者との続柄： _____ ）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

- * なお、利用者本人が、自書できない場合、また、身体的な事情により理解できない場合は、身元引受人による代筆及び代理人の自書により確認したものとする。

* この重要事項説明書は、厚生省令第38号第4条の規程に基づき、利用申請者またはそのご家族への重要事項説明のために作成したものである。